

紀の川市成年後見制度利用支援事業実施要綱

令和7年3月21日

告示第27号

紀の川市成年後見制度に係る市長による審判請求に関する要綱（平成18年紀の川市告示第118号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、判断能力が十分でなく、日常生活を営むことに支障がある高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「要支援者」という。）の福祉の増進及び権利の擁護を図るため、民法（明治29年法律第89号）で定める成年後見制度の利用の支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支援の種類）

第2条 支援の種類については、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定により市長が審判の申立てを行うことによる支援（以下「市長申立て」という。）
- （2）市長申立てに要する費用を負担することによる支援
- （3）民法第862条（民法第852条、第876条の3第2項、第876条の5第2項、第876条の8第2項及び第876条の10第1項において準用する場合を含む。）の規定により成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）及び成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人（以下「監督人」という。）に付与する報酬（以下「報酬費用」という。）に対する紀の川市成年後見制度利用支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付による支援

（支援の対象者）

第3条 支援の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する要支援者とする。

- （1）本市の区域内に住所を有する者であって、次のいずれにも該当しないもの
 - ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条に規定する本市以外の住所地特例対象被保険者
 - イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第19条第3項の規定により本市以外の市町村が介護給付費等の支給決定を行っている者
 - ウ 老人福祉法第11条第1項の規定により本市以外の機関が措置を採っている者
 - エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第3項の規定により本市以

外の機関が保護を実施している者

(2) 本市の区域外に住所を有する者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 介護保険法第13条に規定する本市の住所地特例対象被保険者

イ 障害者総合支援法第19条第3項の規定により本市で介護給付費等の支給決定を行っている者

ウ 老人福祉法第11条第1項の規定により本市が措置を採っている者

エ 生活保護法第19条第3項の規定により本市が保護を実施している者

2 前項の規定にかかわらず、市長が支援の必要があると認める者

(市長申立ての要件)

第4条 市長は、市長申立てを行う必要性の可否についての判断に当たっては、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとする。ただし、対象者の置かれた状況から早急な市長申立てを必要とするときは、この限りでない。

(1) 対象者の事理を弁識する能力の程度

(2) 対象者の健康状態、生活状況及び資産の状況

(3) 対象者の配偶者及び4親等内の親族（以下「配偶者等」という。）の存否並びに配偶者等による対象者保護の可能性

(4) 対象者又は配偶者等が審判の請求を行う意思の有無

(5) 本市又は関係機関が行う各種施策の活用による対象者に対する支援策の効果

(市長申立ての手続)

第5条 市長申立てに係る申立書、添付書類、費用の予納その他の市長申立てに必要な事項は、家庭裁判所の定めるところによる。

(市長申立てに要する費用の負担)

第6条 市長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、市長申立てに要する費用を負担する。

(市長申立てに要する費用の求償)

第7条 前条の場合において、市長は、市長申立てに要した費用について対象者又は配偶者等が負担すべき特別の事情があると判断するときは、家庭裁判所に対し、家事事件手続法第28条第2項の規定による手続費用の負担命令に関する申立てを行うものとする。この場合において、家庭裁判所がその費用の全部又は一部について対象者又は配偶者等の負担とする旨の命令をしたときは、後見人等を通じ、対象者又は配偶者等に当該費用を求償することができる。

(報酬費用助成の要件)

第8条 市長は、対象者のうち、審判の請求により後見、保佐又は補助開始の審判を受けた成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「被後見人等」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合に報酬費用を助成することができる。

(1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する支援給付を受けている者

(3) 次に掲げる要件のいずれにも該当する者

ア 被後見人等及び被後見人等と生計を一にする世帯員全員が市町村民税非課税であること。

イ 活用できる資産・貯蓄等がないこと。

ウ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

(4) その他報酬費用を負担することが困難であると市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成の対象としない。

(1) 被後見人等の後見人等又は監督人が配偶者等である場合

(2) 本市以外の市町村又は団体等の実施する制度により、報酬費用の助成を受けることができる場合

3 前2項の規定により報酬費用の助成の対象となる被後見人等が、助成を受ける前に死亡した場合は、当該被後見人等の後見人等又は監督人であった者に助成することができる。ただし、当該被後見人等の遺留資産を当該報酬に充当してなお不足がある場合に限る。

（報酬費用助成の申請）

第9条 報酬費用の助成の申請をすることができる者（以下「申請者」という。）は、被後見人等又は後見人等（代理権を付与された者に限る。）とする。

2 申請者は、家庭裁判所の報酬付与の審判があった日の翌日から起算して3月以内に、成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 被後見人等に報酬付与の審判がなされた者が複数人いる場合は、それぞれについて適用する。ただし、前項の規定による申請を同時に行わなければならない。

（報酬費用助成の支給額及び対象期間）

第10条 報酬費用に係る助成金の支給額は、後見人等又は監督人の報酬の全部又は一部とし、家庭裁判所が報酬付与の審判により決定した報酬の額の範囲内とする。

2 報酬費用に係る助成の対象期間は、報酬付与の審判で決定された期間の最終月から起算して12月までとする。

（報酬費用助成の決定）

第11条 市長は、第9条第2項の規定による申請があったときは、被後見人等の資産状況等を審査し、成年後見制度利用支援事業助成金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により、決定内容を申請者に通知する。

（報酬費用助成金の支給）

第12条 前条の規定により助成金の決定を受けた申請者は、成年後見制度利用支援事業助成金請求書（様式第3号）に必要事項を記入し、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による助成金の請求に基づき、助成金を支給するものとする。
（報告義務）

第13条 助成金の支給を受けている者の後見人等又は監督人は、被後見人等の資産状況及び生活状況に変化が生じたときは、速やかに市長に報告しなければならない。
（助成の中止等及び助成金の返還）

第14条 市長は、助成金の支給を受けた者の資産状況及び生活状況の変化又は死亡等により助成の理由が消滅したと認めたとき、又は著しく変化したと認めたときは、助成の中止又は助成額の変更をすることができる。

2 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により助成金の支給を受けた者があると認めたときは、既に支給した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。
（譲渡及び担保の禁止）

第15条 助成金の支給を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保にしてはならない。
（委託）

第16条 市長は、市長申立てに関する第4条から第7条までに規定する事項に係る調査、書類作成等について適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託することができる。
（補則）

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の紀の川市成年後見制度に係る市長による審判請求に関する要綱の規定中報酬費用の助成に関する部分は、この告示の施行の日以後に家庭裁判所の報酬付与の審判により決定されたものから適用し、同日前に家庭裁判所の報酬付与の審判により決定されたものについては、なお従前の例による。